

校則の見直しについて（1）（生徒手帳より）

今年度の内容【令和4年度（2022年度）記載内容】

服 装

1. 服装について

(1) 通学服 男子

学校指定の服装とする。

冬 黒色詰め襟標準学生服・学校指定のカッターシャツ・標準学生ズボン

夏 学校指定のカッターシャツ・標準学生ズボン

(2) 通学服 女子

学校指定の服装とする。

冬 学校指定のセーラー服・標準学生スカート、学校指定のジャケットを着用してもよい。

夏 学校指定の半袖セーラー服・標準学生スカート。冬、夏ともに学校指定のリボンを着用する。

(3) カッターやセーラー服の中に着るシャツは、白の無地とし、靴下も白の無地で、足首が完全にかくれるものとする。

(4) カバンは学校指定のものとする。

(5) 名札は左胸ポケットにつける。

(6) 体操服については、学校指定のものとする。

※男女とも指輪、ピアス、腕輪などの装飾品はつけてこない。

2. 靴について

靴は白色を基調とした運動靴を使用し、他のものは使用しない。ハイカットは不可とする。

3. 防寒着・防寒具について

(1) 華美でない防寒着・マフラー・手袋は登下校のときに着用してもよい。ただし、正門で着脱すること。

(2) 男子は学生服の下にセーターを着てもよい。できる限り無地で、色は灰・黒・紺とする。ズボンの下に黒かベージュのタイツやスパッツ等のインナーウェアを履いてもよい。

(3) 女子はセーラー服の下にセーターかトレーナーを着てもよい。できる限り無地で、色は灰・黒・紺とする。ただし、袖や裾から見えないようにし、袖ボタンを閉めること。スカートの下に黒かベージュのタイツを履いてもよい。

※男女ともフード付きのものやカーディガンは不可とする。

4. 頭髪について

(1) パーマ・染色・脱色などの手を加えることや、ラインを入れる・編み込み・ツーブロック・ソフトモヒカン・アシンメトリーなどの特殊カットを禁止する。

(2) 髪の毛の長さが肩をこえる場合、髪を1つに束ねることとする。髪ゴムは黒・紺・茶のいずれかで、髪留めは黒の大きくないヘアピンとする。

※令和4年（2022年）4月1日現在での記載内容

校則の見直しについて（2）（生徒手帳より）

改訂版の内容【令和5年度（2023年度）記載内容】

服 装

1. 服装について

(1) 通学服 男子

学校指定の服装とする。

冬 黒色詰め襟標準学生服・学校指定のカッターシャツ・標準学生ズボン

夏 学校指定のカッターシャツ・標準学生ズボン

(2) 通学服 女子

学校指定の服装とする。

冬 学校指定のセーラー服・標準学生スカート、学校指定のジャケットを着用してもよい。

夏 学校指定の半袖セーラー服・標準学生スカート。冬、夏ともに学校指定のリボンを着用する。

(3) カッターやセーラー服の中に着るシャツは、単色の無地で、透けても目立たない色とする。

靴下の色は白・黒・紺の単色の無地で、足首が完全にかくれるものとする。

(4) カバンは学校指定のものとする。また、お守りやキーホルダーなどを付ける場合は、個数を1つまでとし、遊べるものや音が出るものなど他人に迷惑がかかるものは控えて、大きさは生徒手帳以下とする。

(5) 名札は左胸ポケットにつける。

(6) 体操服については、学校指定のものとする。

※男女とも指輪、ピアス、腕輪などの装飾品はつけてこない。

2. 靴について

靴は白色を基調とした運動靴を使用する。ひも靴ではなく、マジックテープの靴でもよいが、ハイカットは不可とする。

3. 防寒着・防寒具について

(1) 華美でない防寒着・マフラー・手袋は登下校のときに着用してもよい。ただし、校舎内や登下校以外の目的で使用しないこと。（部活動については顧問に確認すること。）

(2) 通学服の中にセーターやトレーナー、スパッツ等のインナーウェア等の防寒着を着用してもよい。ただし、袖や裾、首まわりから見えないようにし、防寒着のみで活動したり、登下校したりしない。防寒着はできる限り無地とし、フード付きのものは不可とする。

(3) スカートの下にタイツやスパッツを履いてもよいが、黒かベージュで薄すぎないものとし、長ズボンやジャージ類は不可とする。

4. 頭髪について

(1) パーマ・染色・脱色などの手を加えることや、ラインを入れる・極端な段差をつけるなどの特殊カットや、奇抜な髪型は禁止する。

(2) 髪の毛の長さが肩をこえる場合、髪を1つに束ねることとする。ただし、束ねる位置や束ね方で目立つような髪型にならないようにする。また、髪ゴムは黒・紺・茶のいずれかで、髪留めは黒の大きくないヘアピンとする。

※令和5年（2023年）4月1日から実施する記載内容